



第310回 人事・経営研究会

<Webセミナー>

401k-I

確定拠出年金制度の今

三井住友海上火災保険株式会社
個人金融サービス部 営業推進チーム

《資料の取扱いについて》

本資料はJIPCLUB会員に提供しています。同業及び競合者への開示、提供は厳禁です。

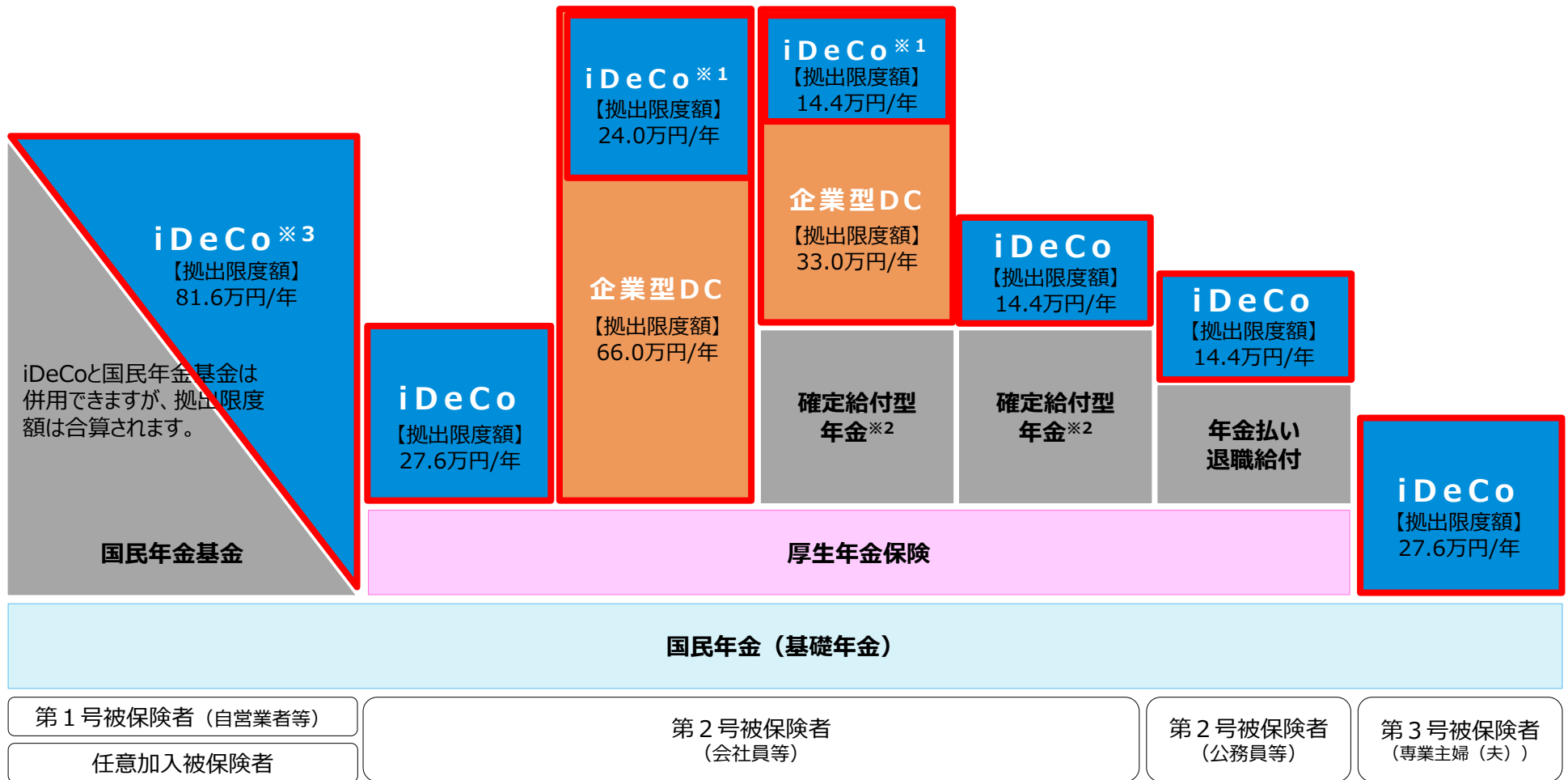
確定拠出年金とは・・・

確定拠出年金のマーケット環境

中小企業の課題

確定拠出年金とは・・・

公的年金と確定拠出年金の位置づけ



- ※ 1 企業型DC加入者は、原則iDeCoに加入することができます。ただし、企業型DCの事業主掛金が毎月定額拠出ではない（年単位拠出となっている）場合、または企業型DCの加入者掛金（マッチング拠出）を利用している場合は、iDeCoに加入することはできません。
- ※ 2 厚生年金基金、確定給付企業年金があります。
- ※ 3 国民年金の保険料の納付免除や納付猶予を受けている方、農業者年金の被保険者はiDeCoに加入できません。

確定拠出年金とは・・・

企業型DC (実施主体：事業主)

加入対象者

- ◆ 企業型DCを実施する会社にお勤めの厚生年金に加入している方

掛金の拠出方法

会社が拠出する

iDeCo (実施主体：国民年金基金連合会)

加入対象者

- ◆ 国民年金第1号被保険者
自営業者やその家族、学生等
- ◆ 国民年金第2号被保険者
公務員、会社員等
- ◆ 国民年金第3号被保険者
厚生年金に加入している方の配偶者である専業主婦(夫)等※1
- ◆ 国民年金任意加入被保険者
国民年金に任意加入している方

掛金の拠出方法

個人が拠出する

※1 20歳以上60歳未満の被扶養者に限ります。

確定拠出年金とは・・・

企業型DC (実施主体：事業主)

拠出限度額

- ◆ 確定給付企業年金等他制度※¹に加入している方
→ 月額2.75万円 (年額33万円)
- ◆ 確定給付企業年金等他制度※¹に加入していない方
→ 月額5.5万円 (年額66万円)

iDeCo (実施主体：国民年金基金連合会)

拠出限度額

- ◆ 国民年金第1号被保険者
→ 月額6.8万円 (年額81.6万円)
- ◆ 国民年金第2号被保険者※²
→ 月額1.2万円～2.3万円
(年額14.4万円～27.6万円)
- ◆ 国民年金第3号被保険者
→ 月額2.3万円 (年額27.6万円)
- ◆ 国民年金任意加入被保険者
→ 月額6.8万円 (年額81.6万円)

※¹ 確定給付企業年金等他制度とは、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済をいいます。

※² お勤めの会社の企業年金の実施状況により異なります。

確定拠出年金の昔と今

2001年10月 確定拠出年金法 施行

確定給付型

国

企業

1 厚 確定拠出年金法 第1条

2 少 この法律は、個人が自己の老齢に備え、その他の特定の事由による
離職等に備えるために行う確定拠出年金制度に関する事項を定め、

3 公 国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。



確定拠出年金制度の創設

財政悪化

確定拠出年金の昔と今

2001年 確定拠出年金法 施行後の流れ

2001～2005年

施行直後

- 企業型 D C は、当初大企業から拡大
- その後、徐々に中小企業へも普及し始めた

2006年～2010年

適年廃止

- 2012年3月をもって適格退職年金（適年）の制度廃止が決定。
- 適年の移行先として企業型 D C を導入する中小企業が増え、市場が拡大。

2011年～2015年

厚生年金基金解散

- 適年廃止による導入企業増が停滞。
- しかし、厚生年金基金の解散により、再び企業型 D C を導入する企業が増加。

2016年～現在

選択制や新規導入

- 選択制といわれる企業型 D C が普及。
- 大企業を中途退職した従業員が、中小企業に転職する際に、確定拠出年金残高を持ち運ぶようになり、中小企業での企業型 D C の認知度が高まった。

確定拠出年金の昔と今

企業型DC 法改正

- 2012年1月
 - マッチング拠出（事業主掛金に加入者掛金を上乘せ）開始
- 2014年1月
 - 加入者資格喪失年齢引上げ
60歳→規約で定める65歳未満
(60歳前と同一事業所で引き続き使用される厚生年金被保険者)
- 2014年10月
 - 拠出限度額引上げ
 - ・他の企業年金なし：5.1万円→5.5万円/月
 - ・他の企業年金あり：2.55万円→2.75万円/月
- 2017年1月
 - 規約で定めれば企業型DCとiDeCo併用可能
- 2018年5月
 - iDeCo+創設（従業員規模100名以下企業に限る）

確定拠出年金の昔と今

企業型DC 法改正

2020年10月

- iDeCo+の従業員規模要件緩和
従業員規模要件100名以下→300名以下に拡大

2022年4月

- 老齢給付金 受給開始時期 上限引上げ
60～70歳→60～75歳に引上げ

2022年5月

- 加入者資格喪失年齢引上げ
規約で定める65歳未満 → 規約で定める70歳未満
(同一事業所要件撤廃、厚生年金加入者であれば加入可)

2022年10月

- 規約の定めがなくても、原則iDeCo併用可能
(除くマッチング拠出選択者)

2024年12月

- 拠出可能額の変更
一律2.75万円→他制度ごとの掛金相当額を評価し
5.5万円/月から掛金相当額を控除した範囲

確定拠出年金の昔と今

企業型DC 法改正

2012年1月

- マatching拠出（事業主掛金に加入者掛金を上乘せ）開始

2014年1月

- 加入者資格喪失年齢引上げ
60歳→規約で定める65歳未満
(60歳前と同一事業所で引き続き使用される厚生年金被保険者)

2014年10月

- 拠出限度額引上げ
 - ・他の企業年金なし：5.1万円→5.5万円/月
 - ・他の企業年金あり：2.55万円→2.75万円/月

2017年1月

- 規約で定めれば企業型DCとiDeCo併用可能

2018年5月

- iDeCo+創設（従業員規模100名以下企業に限る）

確定拠出年金の昔と今

企業型DC 法改正

2020年10月

- iDeCo+の従業員規模要件緩和
従業員規模要件100名以下→300名以下に拡大

2022年4月

- 老齢給付金 受給開始時期 上限引上げ
60～70歳→60～75歳に引上げ

2022年5月

- 加入者資格喪失年齢引上げ
規約で定める65歳未満 → 規約で定める70歳未満
(同一事業所要件撤廃、厚生年金加入者であれば加入可)

2022年10月

- 規約の定めがなくても、原則iDeCo併用可能
(除くマッチング拠出選択者)

2024年12月

- 拠出可能額の変更
一律2.75万円→他制度ごとの掛金相当額を評価し
5.5万円/月から掛金相当額を控除した範囲

退職給付制度の比較 【概要】

確定拠出年金（企業型DC）

拠出額が決められている企業年金制度。
年金資産が個人別に管理され従業員
自身が運用の責任を負う。
運用実績に応じて将来の受取額が
変動する。

確定給付企業年金（DB）

将来の給付額があらかじめ決まっている
企業年金制度。
運用の責任は会社が負う。

中小企業退職金共済

中小企業のための退職金積立制度。
運営主体は(独)勤労者退職金共済機構。

退職一時金

企業が実施する退職金制度。
各企業で自由な設計が可能。

退職給付制度の比較 【導入状況】

確定拠出年金（企業型DC）

4.2万社・782万人

2022年3月末時点
（厚生労働省HP 運営管理機関連絡協議会
「確定拠出年金統計資料」より）

確定給付企業年金（DB）

1.2万社・930万人

2022年3月末時点
（生命保険協会HP 「企業年金（確定給付型）の
受託概況」より）

中小企業退職金共済

37万社・358万人

2022年3月末時点
（独立行政法人勤労者退職金共済機構HP
「中小企業共済事業概況」より）

退職一時金

—

退職給付制度の比較 【会計・税務の取扱い】

確定拠出年金（企業型DC）

キャッシュフローの平準化。
掛金は毎月損金計上。

確定給付企業年金（DB）

キャッシュフローの平準化。
退職給付引当金を負債計上。

中小企業退職金共済

キャッシュフローの平準化。
掛金は毎月損金計上。

退職一時金

退職金支給時に一括で損金計上。

退職給付制度の比較 【離転職時の移換】

確定拠出年金（企業型DC）

離転職時に資産を持ち運べる

確定給付企業年金（DB）

離転職時に資産を持ち運べる

中小企業退職金共済

中退共実施企業同士での通算が可能

退職一時金

—

退職給付制度の比較 【留意点】

確定拠出年金（企業型DC）

中途退職しても原則60歳まで受け取れない。
従業員への投資教育が必要。
退職事由による減額ができない(除く事業主返還)。

確定給付企業年金（DB）

積立基準が法令で定められている。
給付額が決まっているため、積立不足が生じると追加拠出が必要。

中小企業退職金共済

加入できる企業規模に制限がある。
機構の運用状況により受取額に変動が生じる。
運用結果は全加入企業で共有する。

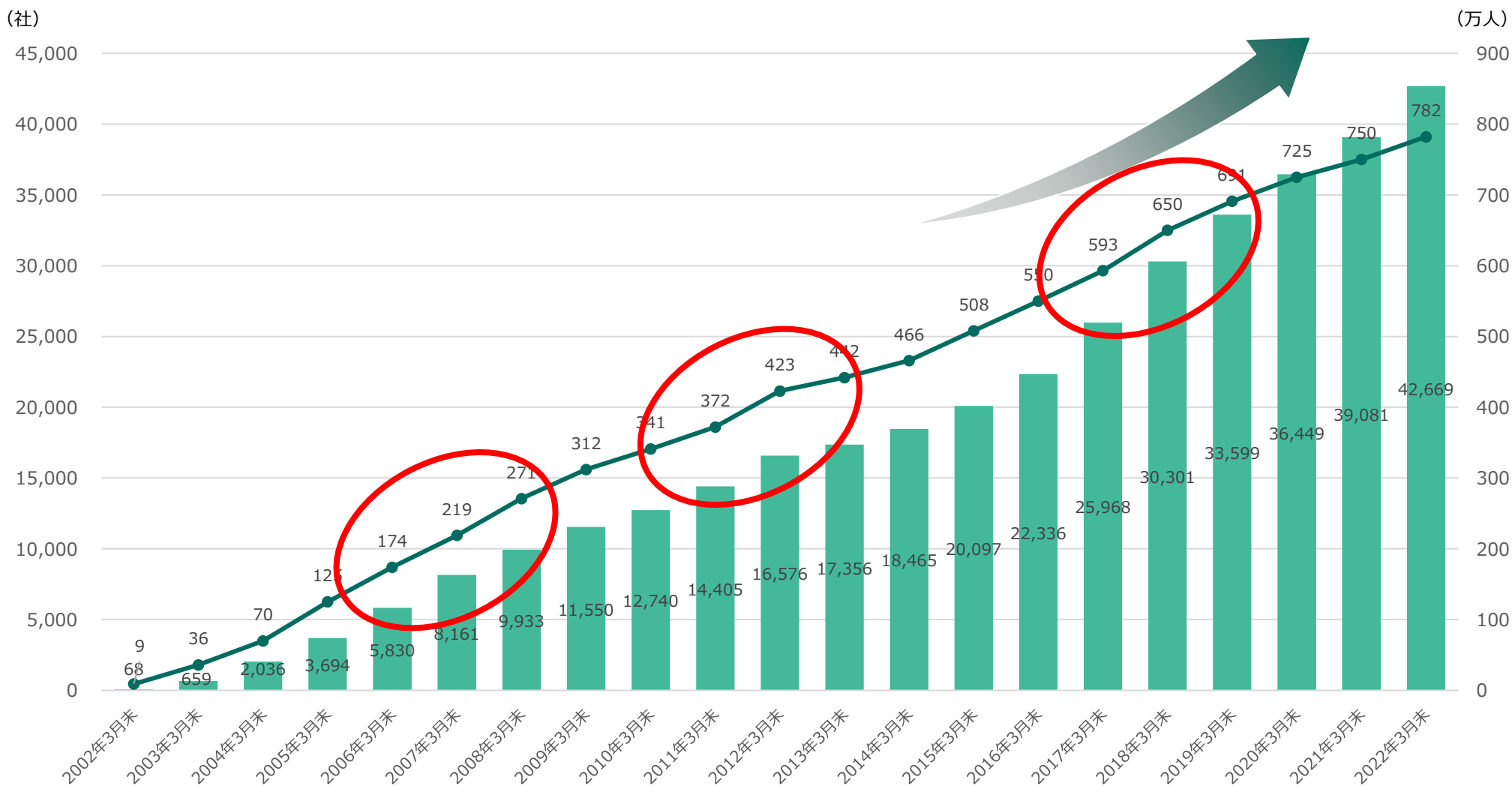
退職一時金

退職時に一括でキャッシュアウトするため、計画的な資金準備が必要。

確定拠出年金のマーケット環境

確定拠出年金 マーケット環境

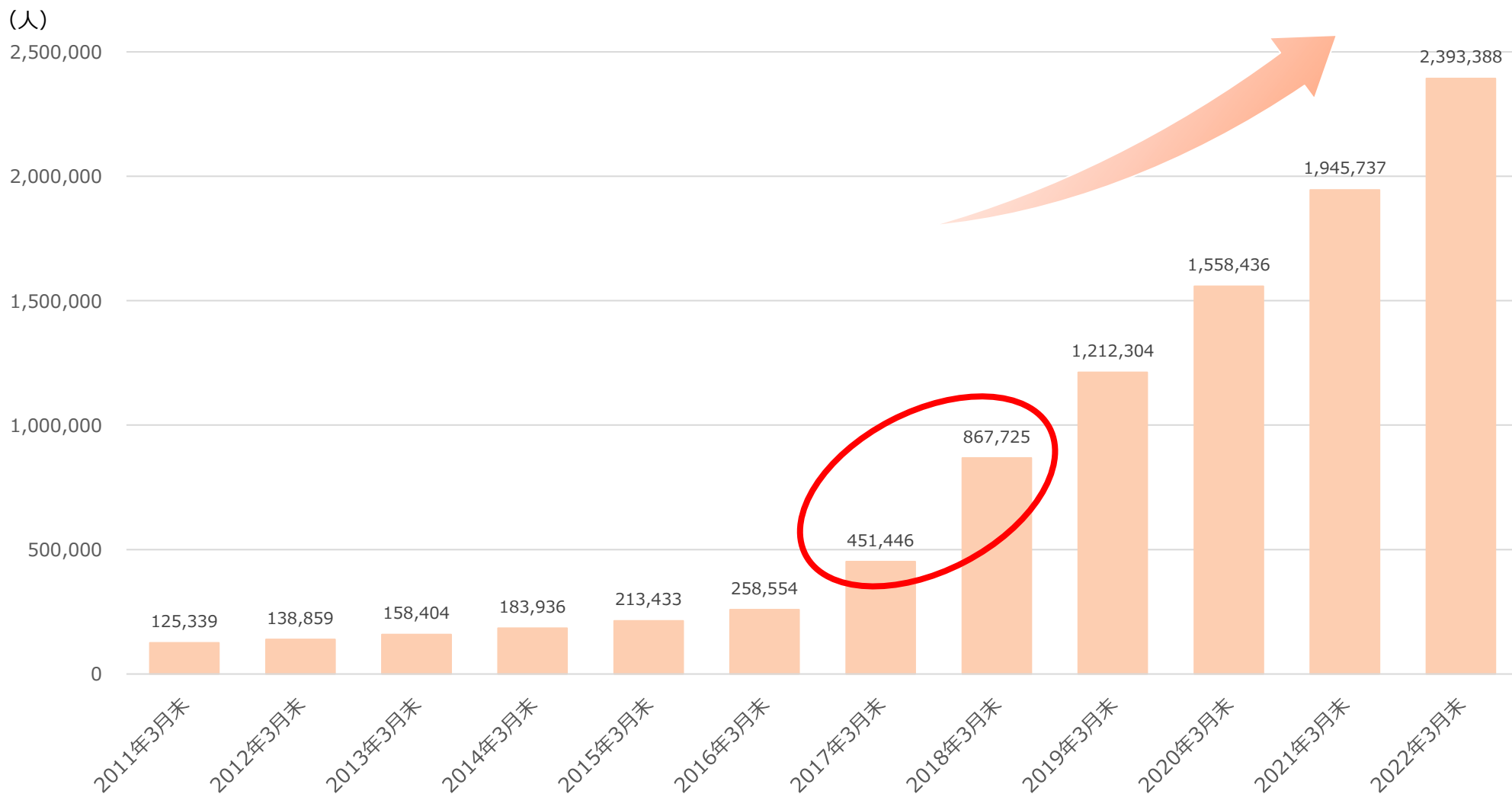
企業型DC（実施事業所数・加入者数）



出典：厚生労働省HP 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2022年3月末）」をもとに三井住友海上が作成

確定拠出年金 マーケット環境

iDeCo (加入者数)



出典：iDeCo公式サイト運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2022年3月末）」をもとに三井住友海上が作成

中小企業の課題

企業の課題

人材確保

- ・業績安定期に入った企業やスタートアップ企業が優秀な人材の確保のために、福利厚生拡充を検討している
- ・企業型 DC に加入していた中途採用者が増えており、その受け皿として検討している

従業員の資産形成

- ・人生100年時代に向け、現行退職金の上乗せとして検討している
- ・老後2,000万円問題に備え、従業員が任意で掛金を上乗せできる制度を検討している
- ・従業員の金融リテラシー向上やライフプラン設計の機会創出を検討している

退職金制度の見直し

- ・積立不足が発生しない、会社が支払った事業主掛金は全額損金算入できることなど、財務戦略上の理由から企業型 DC の導入を検討している

MS&AD

三井住友海上